

様式第 1 号（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	こんにちは赤ちゃん事業ファイル	
行政機関等の名称	むつ市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こどもみらい部子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	児童福祉法第 6 条の 2 第 4 項の規定に基づき、生後 4 月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況及び養育環境等の把握並びに助言等を行うこんにちは赤ちゃん事業を実施することにより、母親の育児の疲れや育児不安等を軽減し、乳児の健全な育成を図るため	
記録事項	1 乳児氏名、2 生年月日、3 性別、4 訪問年月日、5 住所、6 電話番号、7 保護者氏名、8 第何子、9 特記事項、10 環境、11 出生時の乳児の状況、12 乳児の状況、13 保護者の状況、14 育児支援、15 訪問時の様子	
記録範囲	—	
記録情報の収集方法	保護者からの聞き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	—	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）

行政機関匿名加工情報の提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	—
行政機関匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及 び所在地	—
行政機関匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をす ることができる期間	—
備考	

様式第 1 号（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	保健情報システム（健康かるて）
行政機関等の名称	むつ市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こどもみらい部子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	母子保健法に基づく母子保健の向上に関する業務及びこども家庭センターに関する業務を行うために必要な情報を管理する
記録事項	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 続柄、5 住民区分、6 宛名番号、7 国保資格、8 保護者情報、9 郵便番号、10 住所、11 小学校区、12 中学校区、13 世帯電話番号、14 個人携帯電話番号、15 世帯員情報、16 妊娠届、17 妊婦委託健康診査、18 産婦健康診査、19 妊産婦保健指導、20 妊産婦個別相談、21 出生届出状況、22 新生児聴覚検査、23 乳児一般委託健康診査、24 新生児訪問、25 1 か月児健康診査、26 3 か月児健康診査、27 6 か月児健康診査、28 離乳食教室、29 赤ちゃん教室、30 10 か月児健康診査、31 1 歳 6 か月児健康診査、32 2 歳児健康診査、33 2 歳児はがき、34 3 歳児健康診査、35 精神発達精密検査、36 遊びの教室、37 療育相談、38 育児相談、39 遊びの教室、40 子育て応援ギフト申請、41 出産応援ギフト申請、42 妊娠 8 か月アンケート
記録範囲	母子保健法に基づく母子保健の向上に関する業務及びこども家庭センターに関する業務の対象者
記録情報の収集方法	本人や家族から収集、医療機関や関係機関から収集、総合行政システム（COKAS-R/ADⅡのうち住民記録）を介して収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	有
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	むつ市役所 総務部総務課 〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目 8-1

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		